

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こども発達支援ラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県高岡市城東2丁目2番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、発達障害児の支援等の福祉活動や、その保護者に対して教育の推進並びに子どもの健全育成福祉活動を行い、誰一人取り残さないウェルビーイング社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 発達障害者支援法に基づく児童発達支援事業（0歳児～幼稚園）・放課後デイサービス事業（小学1年生～6年生）
- (2) 専門職及び家庭支援事業（カウンセリング・ペアレントトレーニング）
- (3) 学習障害サポート・心理検査諸検査及び講演・セミナー等への講師派遣
- (4) 地域住民と子どもとのふれあい交流企画運営事業（サロン運営・防災講座）
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または、所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 14 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)

第 15 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 18 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、第 22 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 3 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種類とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

((定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地〈所轄庁変更を伴うものに限る〉
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 礪波 留美子

副理事長 礪波 和也

理 事 亀田 倫子

同 社浦 淳子
同 山本 美津子
監 事 土代 正治

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人こども発達支援ラボ

記

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	礪波留美子		有
副理事長	礪波和也		有
理事	亀田倫子		無
理事	社浦淳子		無
理事	山本美津子		無
監事	土代正治		無

備考1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。

2 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。

3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。 (2)

設立趣旨書

1 趣旨

現在、発達障害を有する子どもは10%弱と推定されており、2、3歳の乳幼児期に発見、診断されますが、就学して初めて気づかれる子どもも多くいます。発達障害に対する社会的な認知や理解は徐々に進んできてはいますが、診断を受けられる医療機関や療育・支援を受けられる場所が非常に少なく、決して十分とは言えません。幼児期より専門的療育が必要であると同時に、親・家族への支援、さらに保育園、幼稚園、学校等の保育士や教師を支援し、地域で発達障害を抱える子どもを育む環境を整えることは、早急な課題となっています。

私はこのような状況の中、2017年より2023年までの6年間、高岡市きずな子ども発達支援センターに勤務し、発達障害を抱える子どもたちへの対応について先生方とカンファレンスを行うために高岡市内の小学校を訪問しておりました。センターにおいては学習障害(LD)の子どもへの学習支援、自閉症スペクトラム(ASD)や注意欠如・多動症(ADHD)の子どもに対してソーシャルスキルトレーニングを、さらに保護者支援としてペアレントトレーニングを行ってきました。退職後2023年に、個人事業所「ここ wa」を設立して、発達障害を抱える子どもの学習支援やカウンセリング、ペアレントトレーニング、また地域で発達障害に関する講演等を行ってきました。

しかし、このような取り組みを行う中でも、対人関係や学習面で生きづらさを抱える小学生や中学生が、時には自信を失い問題行動が増えたり不登校になったりするなど二次障害を引き起こしている現状を見て、未就学児からの早期発見、早期療育の必要性を強く感じるようになりました。

この法人は、発達障害を抱える子どもや家族に対して、療育や発達支援に関する事業を行います。特別非営利活動法人を設立することにより、社会的信用を高め、以下のことを積極的に取り組む体制を作ります。

- ① 子どもと家族の将来に向けた連続性のある質の高い療育を提供すること
- ② 保育園、幼稚園、学校、地域の関係諸機関と連携を密にし、地域支援を充実させること
- ③ 行政と連携し障害の早期発見、早期対応の質の向上、充実に努めること

こうした活動を通し、法人組織として社会全体の公益に寄与してまいります。そのために、私たちは、「特定非営利活動法人 こども発達支援ラボ」を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

きずな子ども発達支援センターや個人事業所「ここ wa」で発達障害の子どもたちや保護者の支援をしてきましたが、幼児からの療育が必要であると強く感じ、障害特性に合わせた専門的な療育を行おうと決意したことが設立動機です。

2024年7月10日 第1回設立準備会開催

2024年7月25日 第2回設立準備会開催

2024年8月10日 第3回設立準備会開催

2024年11月19日 設立総会

2024年12月5日

特別非営利活動法人 こども発達支援ラボ
設立代表者 礪波 留美子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から 2025 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人こども発達支援ラボ

1 事業実施の方針

- (1)利用者獲得のために、高岡市内の幼稚園・保育所等へ訪問し開所案内を行う。
- (2)高岡市及び射水市・氷見市・小矢部市・砺波市・南砺市の市役所及び社会福祉協議会・サポートセンター等の児童発達支援に関わる関係諸機関へ開所案内を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施 予定日時 (B)当該事業の実施 予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：円)
① 発達障害者支援法に基づく児童発達支援事業 (0歳児～幼稚園)・放課後ディサービス事業 (小学1年生～6年生)	児童発達支援事業 開所準備	(A) 通年 (B) 当法人施設 (C) 2人	(D) 0歳児～6歳児 (E) 0人 / 日	1,737,900円
② (1)専門職支援事業 (2)家庭支援事業(カウンセリング・ペアレントトレーニング)	(1)カウンセリング及びペアレント・トレーニング・トレーナー養成講座 (2)ペアレント・トレーニング	本年度は実施予定なし。		0円
③ (1)学習障害サポート (2)心理検査 (3)講演・セミナー等への講師派遣	(1)読み書きトレーニング (2)LD-SKAIP,WISC-Vその他 (3)講演・セミナー等への講師派遣	本年度は実施予定なし。		0円
④ 地域住民と子どもとのふれあい交流企画運営事業(サロン運営・防災講座)	地域住民と子どもたちのふれあい交流を企画運営し、障害者を理解しともに生きる社会づくりを行う。	本年度は実施予定なし。		0円

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定

人数を記載する。

- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

設立翌事業年度の事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日

特定非営利活動法人こども発達支援ラボ

1 事業実施の方針

本事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

(1)高岡市域において、幼児のための児童発達支援事業所を定着させ、就学後に予期される問題行動や二次障害を予防し、社会的自立に向け健やかに成長できるように支援する。

(2)子どもの個々の発達の状態や障害特性に応じて、個別の支援計画を作成し支援を行う。

(3)子どもと家庭の支援を早く実施するために、教育・福祉・医療機関と連携する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：円)
① 発達障害者支援法に基づく児童発達支援事業 (0歳児～幼稚園)・放課後ディサービス事業 (小学1年生～6年生)	発達障害者支援法に基づく児童発達支援療育事業	(A)通年 (B)当法人施設 (C)6人	(D)0歳児～6歳児 (E)10人/日	20,560,000円
② (1)専門職支援事業 (2)家庭支援事業(カウンセリング・ペアレントトレーニング)	(1)カウンセリング及びペアレント・トレーニング・トレーナー養成講座 (2)ペアレント・トレーニング	本年度は実施予定なし。		0円
③ (1)学習障害サポート (2)心理検査 (3)講演・セミナー等への講師派遣	(1)読み書きトレーニング (2)LD-SKAIP,WISC-Vその他 (3)講演・セミナー等への講師派遣	本年度は実施予定なし。		0円
④ 地域住民と子どもとのふれあい交流企画運営事業(サロン運営・防災講座)	地域住民と子どもたちのふれあい交流を企画運営し、障害者への理解とともに生きる社会づくりを行う。	本年度は実施予定なし。		0円

備考

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2の「定款の事業名」の欄には、定款第5条に規定する事業名を記載する。
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 4 2の「支出見込額」の欄には、活動予算書に記載する事業費との整合性を図るものとする。
- 5 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、2の(2)の表は不要とする。

様式例

設立当初の事業年度活動予算書

法人成立の日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人こども発達支援ラボ

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	
施設等受入評価益	0	
	0	1,000,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
	0	0
4. 事業収益		
児童発達支援療育事業収益		0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	0
経常収益計		1,000,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(交通費含む)	0	
法定福利費(厚生福利費含む)	0	
賞与	0	
退職給付費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
家賃 7月 - 3月9ヶ月	1,292,000	
保険料 2万 x 9ヶ月	180,000	
駐車利用料	115,500	
光熱費	139,400	
通信費他消耗品及び事務費	11,000	
研修費・旅費等	0	
その他経費計	1,737,900	
事業費計		1,737,900
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬(交通費含む)	0	
法定福利費(構成福利費含む)	0	
退職給付費用	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
リース料	4,000	
開業経費	4,200,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	4,204,000	
管理費計		4,204,000
経常費用計		5,941,900
当期経常増減額		▲ 4,941,900
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		▲ 4,941,900
設立時正味財産額		10,000,000
次期繰越正味財産額		5,058,100

様式例

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人こども発達支援ラボ

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
		0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
児童発達支援療育事業収益	28,513,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		28,513,000
経常収益計		28,513,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	12,616,000	
法定福利費（福利厚生費）	2,472,000	
賞与	1,710,000	
退職給付費用 3期終了後引当検討	0	
人件費計	16,798,000	
(2) その他経費		
家賃 88,000x12ヶ月	1,056,000	
保険料 2万 x 12ヶ月	240,000	
駐車利用料 5,500x11台x12ヶ月	726,000	
光熱費	570,000	
通信費他消耗品及び事務費	770,000	
研修費・旅費等	400,000	
その他経費計	3,762,000	
事業費計		20,560,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	500,000	
給料手当	4,200,000	
法定福利費	1,306,250	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	6,006,250	
(2) その他経費		
リース料国保連ソフト・WiFi・複合機	579,600	
開業経費	0	
減価償却費 20万以上	980,000	
支払利息 1000万 x 年0.3%	30,000	
その他経費計	1,589,600	
管理費計		7,595,850
経常費用計		28,155,850
当期経常増減額		357,150
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額	0	357,150
前期繰越正味財産額	0	5,058,100
次期繰越正味財産額		5,415,250